



平成 21 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 ホシザキ電機株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 坂本 精志
(コード番号：6465 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 本郷 正己
(TEL. 0562-96-1320)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 23 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 27 日に開催予定の第 63 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙「定款変更の内容」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 3 月 27 日 (金) (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 27 日 (金) (予定)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当会社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2. 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、「株式取扱規則」に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当会社の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>第11条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び<u>新株予約権原簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿及び<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>第10条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以 上